

夢ある明日への取り組み



1999年より「かながわ水源の森林づくり」の「水源林パートナー」
として水源地の森林保全活動に協力しています。

創業◆慶応元年 味づくり一筋



この環境白書「概要版」は、「平成24年版かながわ環境白書」をもとに、
神奈川県の実況や取組をわかりやすくとりまとめたものです。

● 平成24年版かながわ環境白書 ホームページ ●
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f12144/>

もっと知って、もっとよくするには わたしたちの環境

かながわ環境白書
平成24年版

概要版

平成24年度 かながわ地球環境保全ポスターコンクール最優秀賞作品4点



横須賀市立諏訪小学校 2年
小山 時生さん



秦野市立大根小学校 6年
江上 直希さん



伊勢原市立山王中学校 3年
内田 純恋さん



神奈川県立西湘高等学校 1年
窪田 岳さん

Contents

- 環境問題の移り変わり ● 大気環境 ● 水環境
- 化学物質 ● 騒音・振動・悪臭 ● 廃棄物
- 地球環境 ● 自然環境 ● 環境学習施設

いますぐ
アクセス！

ホームページ『かながわの環境』
<http://eco.pref.kanagawa.jp/>



環境問題の移り変わり

どう変わってきたんだろう？



大気環境

もっと詳しく →
本編P20～P27



産業公害（昭和30～40年代）

日本の経済や産業が急速に発展し、たくさんのビルや工場が建てられました。「高度経済成長の時代」と言われるこの時期は、環境を守ることよりも、より安く・より大量にモノを作ることが重視されたため、深刻な公害問題が発生しました。神奈川県でも、京浜工業地帯を中心に大気汚染や水質汚濁などの公害が大きな問題になりました。

そこで、こうした公害から健康や環境を守るため、条例や法律の制定、企業の取組など、国や自治体によって様々な対策がとられました。

○県の対策

- 神奈川県事業場公害防止条例(昭和26年)
- 神奈川県公害の防止に関する条例(昭和39年)
- 良好な環境の確保に関する基本条例(昭和46年)など

○国の対策

- 公害対策基本法(昭和42年)
- 大気汚染防止法(昭和43年)
- 水質汚濁防止法(昭和45年)など



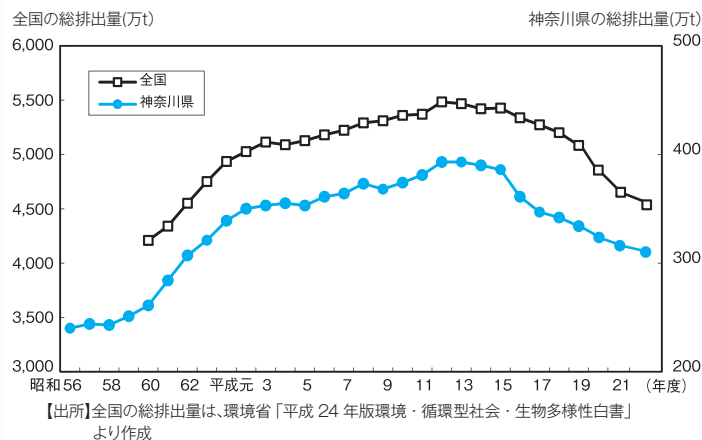
昭和30年代から40年代の大気汚染の状況



都市化の進展に伴う公害（昭和40～60年代）

産業公害が法律や企業の努力により改善された一方で、人口や社会経済活動の都市への集中により、生活排水による河川や海の汚濁、大量に排出されるごみの処理、自動車交通量の増大に伴う大気汚染・騒音・振動など、都市生活に関係した公害が顕著になりました。

●ごみの総排出量の推移



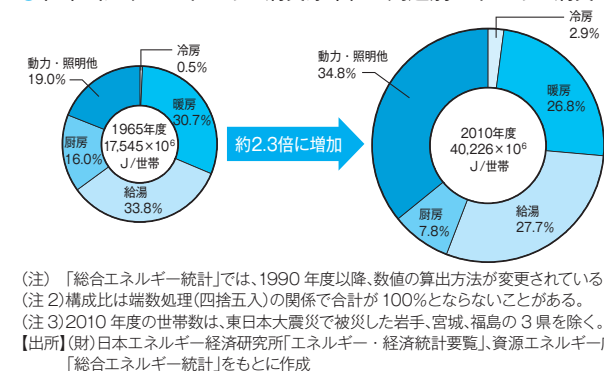
地球規模の環境問題（現在）

モノやエネルギーを大量生産・大量消費・大量廃棄する社会経済活動やライフスタイルが定着し、私たちがより便利で快適な生活を求めることにより、地球温暖化やオゾン層*の破壊など地域や国を超えた地球規模の環境問題が注目されるようになりました。

※オゾン層

太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して、地球上の生物を守っています。しかし、このオゾン層がフロン等の化学物質によって破壊され、減少しています。

●世帯当たりのエネルギー消費原単位と用途別エネルギー消費の推移



環境問題の多くは、社会・経済活動や私たちの日常生活に深く関わっています。

かながわ環境白書（概要版）は、平成23年度における県の環境問題への取組をまとめたものです。この冊子を利用して、環境問題に対する理解を深めましょう。

（一部、平成23年度のデータを集計中のため、平成22年度のデータを掲載しています）



現況と課題

大気汚染物質は主に、工場や自動車などから排出されますが、法令による規制などにより改善傾向にあります。県では住宅地などに設置される一般環境大気測定局、道路などに設置される自動車排出ガス測定局においてモニタリング調査を行っています。平成23年度の調査では、二酸化硫黄*¹、一酸化炭素*²、浮遊粒子状物質*³の環境基準*⁴達成率は100%でした。また、二酸化窒素*⁵については98.9%で、環境基準を達成しなかった局は自動車排出ガス測定局でした。

その一方で、微小粒子状物質*⁶についてはほとんどすべての測定局で環境基準を達成しておらず、光化学オキシダント*⁷については測定局すべてで環境基準を達成しませんでした。

※1 二酸化硫黄

工場や火力発電所などで石炭、重油などを燃やすときに排出されます。のどや気管支、肺などの病気を引き起こすおそれがあります。

※2 一酸化炭素

血液が酸素を運ぶ機能を低下させる物質です。工場や自動車などから排出されます。濃度が高いと生命の危険があります。

※3 浮遊粒子状物質

0.01mm以下の小さな粒子状物質で、工場や自動車などから排出されます。のどや気管支、肺などの病気を引き起こすおそれがあります。

※4 環境基準

健康を守り、生活環境の保全をするために維持されることが望ましい基準のことです。

※5 二酸化窒素

空気中で燃料などが燃えるときに発生し、工場や自動車等から排出されます。のどや気管支、肺などの病気を引き起こすおそれがあります。

※6 微小粒子状物質

浮遊粒子状物質と同様の発生源から排出される0.0025mm以下の微細な粒子状物質で、気管支や肺の奥深くまで入り込み、気管支や肺、血管などの病気を引き起こすおそれがあります。

※7 光化学オキシダント

工場・自動車などから大気中に排出された窒素酸化物などが、太陽光に含まれる紫外線により化学反応を起こし、生成される物質です。これが多く集まり、白くもやがかかったようになった状態を光化学スモッグといいます。



大気環境保全対策

県では、煙やスス（ばい煙）を発生させる工場や事業場に対し、立入検査を行っています。施設の状況や管理方法、燃料や原料の使用状況などを調査し、規制基準を守っているか確認しています。加えて、公害防止装置の設置、燃料や燃焼方法の改善についての指導も行っています。

また、光化学オキシダントが高い濃度となった時は、光化学スモッグ注意報等を発令し、工場や関係機関、市町村に連絡して、県民の方々の健康被害の防止に努めています。光化学スモッグは人の目やのどに刺激を与え、植物の葉が枯れるなどの被害をもたらします。平成23年の光化学スモッグ被害発生日数は1日、届出者数は1人でした。

大気汚染情報はここから！

「光化学注意報発令状況メインメニュー」
 【パソコン】 <http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/haturei/>
 【携帯電話】 <http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/i/>



電気自動車（EV）の普及推進

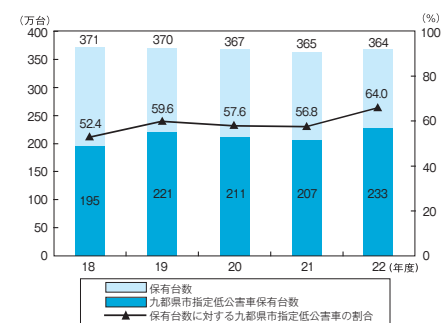
県では、エネルギー効率が高く、走行時に排出ガスを一切出さない電気自動車（EV）の本格的な普及に向けた取組を行っています。

<主な取組>

- EVの導入補助
- 県内の充電インフラ情報をパソコンや携帯電話で検索できるホームページの運営
- 急速充電器整備への補助等による充電環境の整備
- 「かながわEVバイク普及推進プロジェクト」
- 「かながわEVタクシープロジェクト」

こうした取組の結果、県内のEV導入台数、急速充電器の設置数は、全国トップクラスの普及状況となっています。（平成24年9月末現在で3,664台、130基）
県のEV普及への取組は、県ホームページ等で情報を提供しています。

●九都県市*指定低公害車の保有台数



※九都県市

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市。



EVタクシーシェアのりば
（済生会横浜市東部病院）



水環境

もっと詳しく →
本編P28～P43



化学物質

もっと詳しく →
本編P44～P50

現況と課題

河川や湖沼、海などの水質汚濁の原因には、人の活動に伴うもの（工場や研究施設などからの排水や家庭からの生活排水）のほか、自然現象による影響（火山活動など）もあり、様々です。水質汚濁の状況を表す環境基準（BOD又はCOD^{*1}）の達成率は、下水道などの整備により長期的には改善傾向にありますが、100%達成には至っていません。

平成23年度の県の水質調査（53水域、148地点）において、健康保護のために定められた基準（健康項目）の達成率は99.3%、生活環境保全に関する基準（生活環境項目）のうちBODまたはCODの達成率は、河川97.1%、湖沼80.0%、海域84.6%でした。

東京湾では、赤潮^{*2}の原因となる全窒素^{*3}及び全リン^{*4}の測定も行っており（4水域、22地点）、平成23年度の環境基準の達成率は、窒素、リンともに100%でした。

※1 BOD、COD

BODは、川の汚れを示す代表的な指標です。CODは湖、海の汚れを示す代表的な指標です。数値が大きいほど汚れていることを示します。

※2 赤潮

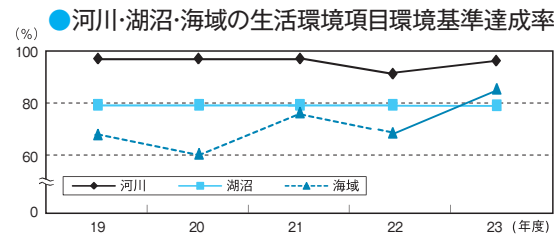
海中のプランクトンが大量に増殖し、水が赤褐色などの色になる現象をいいます。

※3 全窒素

窒素化合物の総量を表す語です。

※4 全リン

リン化合物の総量を表す語です。リンは窒素とともに水域を富栄養化させ、赤潮の原因となります。



環境基準達成に向けた規制・指導

県では、法律や条例に基づき、工場や研究施設などから排出される水や地下に浸透する水を規制しています。

カドミウム、シアンなどの有害物質あるいはBOD、COD等の有機汚濁物質などを含む汚水または廃液を排出する施設を設置する工場・事業場に対して、施設の設置届出を義務づけています。これらの工場などに対しては、立入検査や指導を行い、排水基準に違反した場合、改善命令、勧告等の措置を行っています。

生活排水処理施設整備の促進

河川や湖沼、海などの汚濁は、家庭などから排出される処理されていない水が大きな原因となっています。県は、下水道や合併処理浄化槽などを効率的に整備するため、「県生活排水処理施設整備構想（生活排水処理100%計画）」を平成9年3月に策定（平成23年2月に改訂）しました。市町村は、この構想を指針とし、国や県の支援を受けて、地域の特性をふまえた整備を進めています。

■水の汚れ（BOD）の程度



水源地域における取組

県では平成12年以来、水源環境を保全・再生するため、県民の皆さんや市町村等との意見交換を重ね、さらに県議会での議論を踏まえて、平成17年11月に、「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」と「実行5か年計画」を策定しました。そして、平成19年度から新たな財源として水源環境保全税（個人県民税の超過課税）を県民の皆さんにご負担いただき、対策を行ってきました。対策の成果は着実に発揮されつつありますが、水源環境の保全・再生を図るためには、長期の継続的な取組が必要なことから、第2期の「実行5か年計画」を策定し、平成24年度以降も対策を継続していきます。

◆河川・水路における自然浄化対策の推進

生態系の保全を推進し、良好な水源環境を形成するため、県は市町村が計画的に行う生態系に配慮した河川・水路等の整備や、河川等の直接浄化などの取組を支援しています。

生態系に配慮した水路の整備（小田原市）



身の回りの化学物質

現在、数万種類の化学物質が流通していると言われ、工業製品や家庭用品などとして生産、使用されています。また、化学物質の中には、ダイオキシン類のように廃棄物の焼却などに伴い非意図的に生成される物質もあります。

化学物質は便利な生活に欠かせない反面、環境の中へ排出されると人や生態系に害を与えるものもあり、排出削減が求められています。このため、今までの排出規制に加えて、化学物質を取り扱う事業者自らが排出量を把握し、適切な管理や削減を行っていく仕組みが法律や条例で設けられています。

現況と課題

国の調査によると、平成22年度の県内の化学物質排出量は18,940トンとなり、全国の排出量453,662トンに占める割合は4.2%でした。県内の排出量の内訳は、産業活動によるものが72.9%、自動車などからが16.5%、家庭からが10.6%となっています。平成22年度の全排出量は、平成13年度と比べると、51.1%減少しています。

排出された化学物質のなかで、最も排出量の多い物質はトルエン^{*}（4,658 トン）でした。

※ トルエン

トルエンは、塗料や染料に多く使われている化学物質です。吸入すると、めまいや吐き気などを引き起こすこともあります。

化学物質の排出削減に関する取組

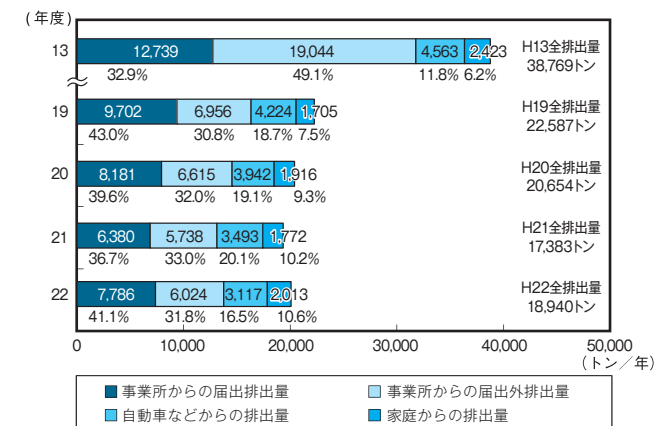
自分の住む地域でどんな化学物質が、どこから、どれだけ排出されているかを知るための仕組みとして、PRTR制度があります。PRTR制度は「化学物質排出移動量届出制度」の略称で、化学物質の排出・移動に関する情報を、事業者からの報告などをもとに、国が1年ごとにまとめて公表する制度です。

県ではPRTR制度に加えて、条例によって、化学物質の管理目標やその目標の達成状況を事業者に報告してもらうことなどによって、排出量削減の取組を進めています。

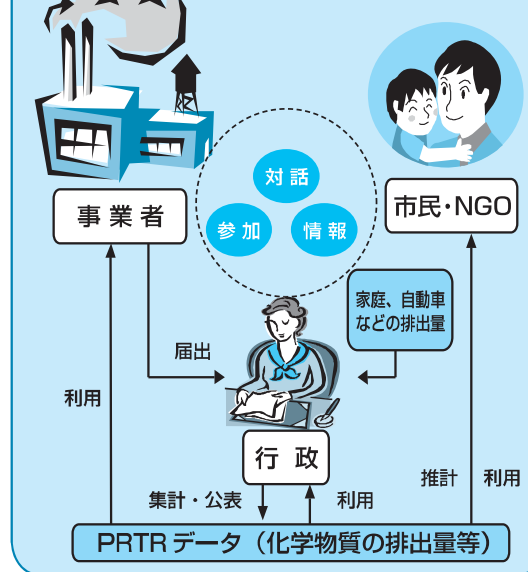
■私たちの身の回りの化学物質の例



●化管法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)に基づく化学物質排出量



■PRTR制度のしくみ





騒音・振動・悪臭

もっと詳しく→
本編P51～P54



廃棄物

もっと詳しく→
本編P64～P77

現況と課題

◆騒音

騒音は、私たちの生活に直接関わる公害です。工場や建設作業、店の営業などの事業活動から発生するもの、自動車、航空機、鉄道などの交通手段から発生するもの、家庭の電気機器、楽器、ペットなどの家庭生活から発生するものなど、発生源は様々です。平成22年度の騒音に関する苦情件数は1,081件で、平成21年度（1,045件）に比べ36件増加しています。

◆振動

振動は、騒音と並んで生活に直接関わる問題です。工場などの事業活動によって地面が揺れ、家や建物に伝わった振動を感じるによって不快感が生じるものです。振動を発生させる工場などの周囲からの苦情が多いという特徴があります。

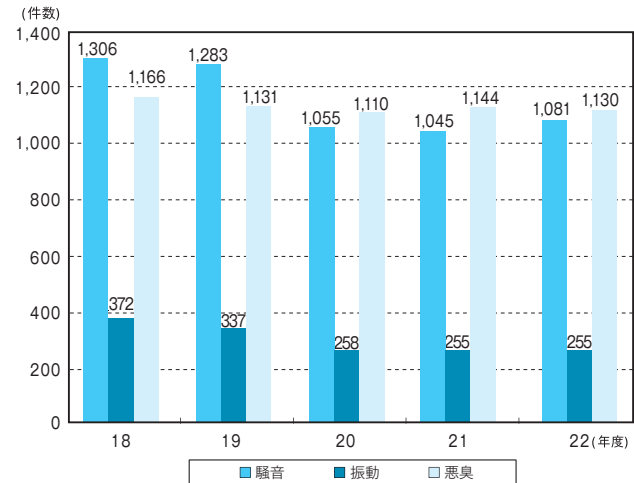
平成22年度の振動に関する苦情件数は255件で、平成21年度（255件）と同数です。

◆悪臭

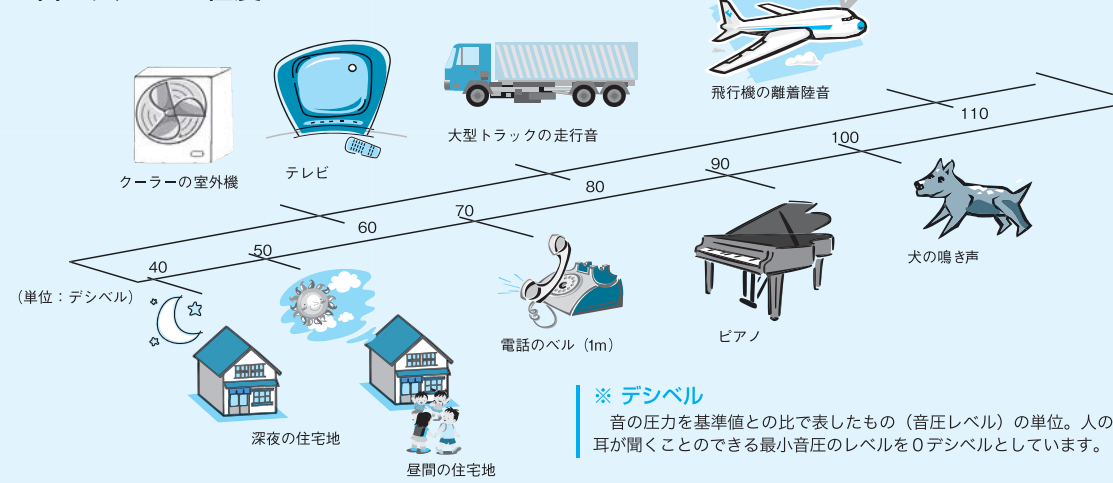
悪臭は、以前は工場などに対する苦情が主でしたが、最近では市街地の店舗などからの様々な「におい」による悪臭問題が増加しています。

平成22年度の悪臭に関する苦情件数は1,130件で、平成21年度（1,144件）に比べ14件減少しています。

●騒音・振動・悪臭に関する苦情件数の推移



音の大きさの程度



騒音・振動対策

県では、法律や条例により、工場などから発生する騒音の規制を行っています。また、道路からの騒音が深刻な地域において、低騒音舗装の敷設等の対策を進めています。

厚木基地周辺では、激しい航空機騒音が周辺住民の生活環境を悪化させています。県は、基地周辺市と連携して国及び米

悪臭対策

県では、悪臭防止法に基づき、アンモニアなど22物質に限定した「特定悪臭物質規制」によって悪臭対策を行ってまいりましたが、近年では市街地の店舗などからの様々な「におい」による悪臭問題が増加しており、今までの規制方法では対応が難しくなってきました。そこで県では、人の嗅覚を用いて悪臭を測定し、すべての臭気物質を対象とする「臭気指数規制」を平成15年11月から採用し、悪臭問題の解決を図っています。

現況と課題

◆一般廃棄物（家庭などからでるごみ）

平成22年度における県内の一般廃棄物の排出量は307万トンとなっています。これらの処理状況は、再生利用量が75万トン、焼却などによって減量化された量が202万トン、埋め立てなどによる最終処分量は30万トンとなっています。排出量は、ピーク時の平成12年度から減少傾向にあります。

◆産業廃棄物（工場などの事業活動からでるごみ）

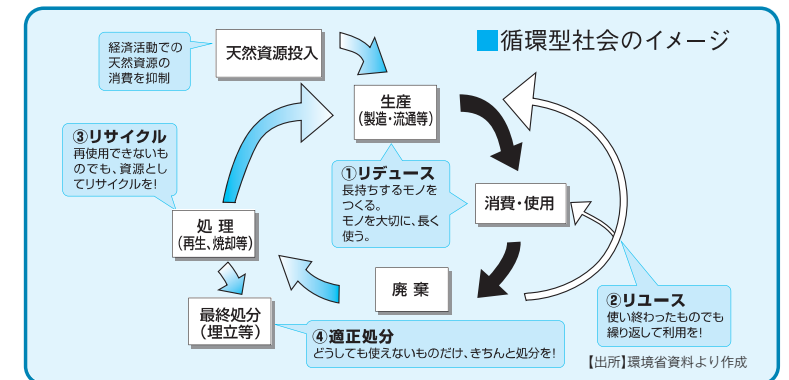
平成22年度における県内の産業廃棄物の排出量は、1,821万トンとなっています。これらの処理状況は、再生利用量が804万トン、焼却や脱水などによる減量化量が904万トン、最終処分量は113万トンとなっています。

このように、廃棄物の排出量は近年減少傾向にありますが、私たち一人ひとりがものや資源を大切に、廃棄物を出来るだけ少なくする循環型社会づくりを進める必要があります。

◆循環型社会とは

- ①廃棄物の発生抑制【リデュース】
- ②再使用【リユース】
- ③再生利用【リサイクル】

④どうしても利用できないときは、適正な処分の確保の順に取り組むことによって、天然資源の消費をおさえ、環境への負荷が低減される社会のことです。



循環型社会に向けた総合的取組

県では、循環型社会の実現に向けて、様々な施策を進めています。

◆レジ袋削減に向けた取組の推進

平成21年5月、スーパーなどの事業者や消費者団体等各種団体、市町村、県から構成される「神奈川県レジ袋削減実行委員会」は、「神奈川県におけるレジ袋の削減に向けた取組の実践に関する宣言」を公表しました。宣言に賛同する事業者とともに、日常生活の中で誰もが簡単にできる「レジ袋の削減」を進めています。



県レジ袋削減イメージキャラクター 心太(しんた)

◆かながわりサイクル製品認定制度

県では、廃棄物の発生抑制、資源の循環利用の促進を図るため、平成22年度から、品質、安全性について一定の要件を満たすリサイクル製品の認定を行っています。

不法投棄防止対策の推進

県では、不法投棄を防ぐために、不法投棄防止キャンペーンやパトロールなどを実施しています。



⚠️ **こんな行為を見かけたときは、市町村、県又は警察(110番通報)に連絡してください!**

- 今、目の前で不法投棄が行われている。
- これから不法投棄をしようとしている。
- 不法投棄をして逃げた。



地球環境

もっと詳しく →
本編P78～P87



現況と課題

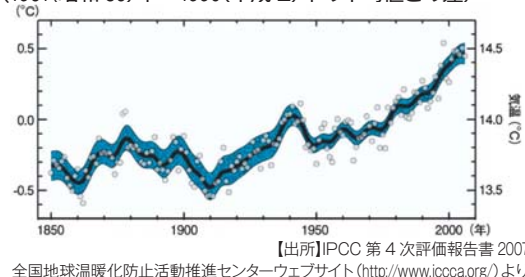
◆地球温暖化

大気の温度は、太陽から送られてくる熱（日射）と、地球の表面（地表）から宇宙に放出される熱とのバランスにより定まっています。地球を取り巻く大気の中に含まれる二酸化炭素などの温室効果ガスは、地表から放出される熱を吸収し、再び地表に放射する性質を持っており、地表の平均気温を約14℃に保っています。しかし、この温室効果ガスが増えすぎると、宇宙への熱の放出を抑える効果が強まり、地球の温度が上昇します。これが、地球温暖化と呼ばれる現象です。

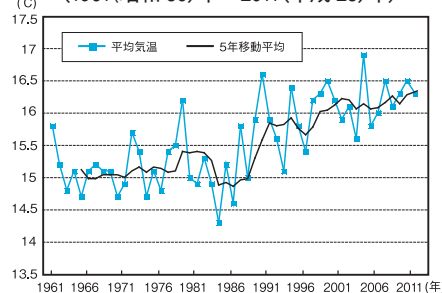
「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が平成19年に発表した「第4次評価報告書」では、現在進行している地球温暖化は、18世紀半ばの産業革命以降の化石燃料の使用による二酸化炭素の排出、農業によるメタンや一酸化炭素の排出など、私たち人間の活動が原因である可能性が非常に高いとしています。また、同報告書ではこの地球温暖化の影響について、今世紀末までに地球の平均気温が最大で6.4℃上昇する可能性があり、これに伴い水資源や生態系、食料生産などへの悪影響、人間の健康被害など、広範な分野に影響が及ぶと予測しています。

1961（昭和36）年から2010（平成22）年の間、県内における平均気温は全体的に上昇傾向にあります。

●世界平均気温の変化
（1961（昭和36）年～1990（平成2）年の平均値との差）



●県内における平均気温の変化
（1961（昭和36）年～2011（平成23）年）



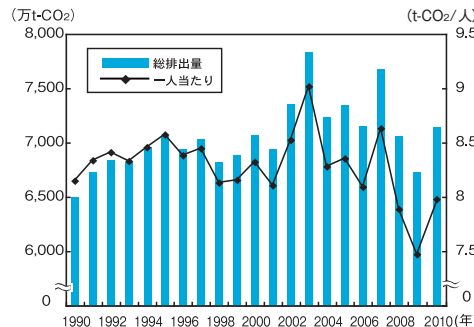
◆県内の二酸化炭素排出量

2010（平成22）年度の県内の二酸化炭素排出量（速報値）は7,187万t-CO₂で、「京都議定書」の基準年（1990（平成2）年）と比べると、10.5%増加しています。前年の2009（平成21）年度と比べると3.3%の増加となっていますが、これは2008（平成20）年に発生したリーマンショック後の景気後退からの回復の中で製造業等の活動量が増加したことや、猛暑厳冬により電力消費が増加したことなどが主な原因となっています。

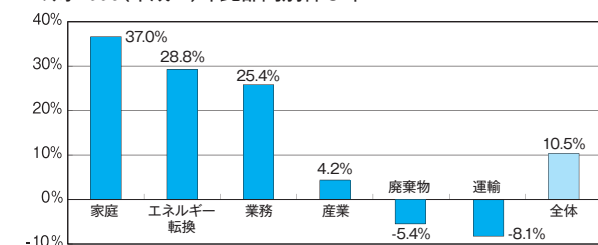
また、排出量の部門別の構成比では、産業部門が44.1%と最も高くなっていますが、基準年（1990（平成2）年）からの伸び率では、家庭部門、エネルギー転換部門、と業務部門がそれぞれ37.0%、28.8%、25.4%と高い伸びを示しており、これらの部門における対策の強化が重要です。

さらに、2011（平成23）年度以降は、原子力発電の補完としての火力発電の増加によって、排出量の増加が見込まれています。

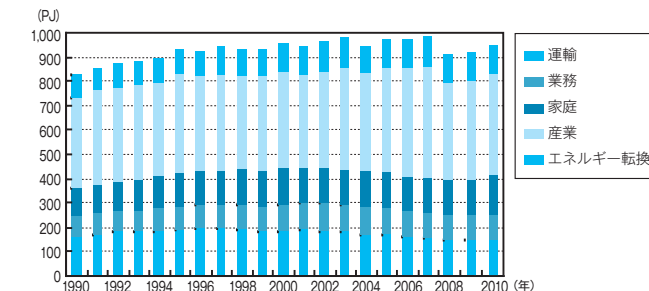
●県内における二酸化炭素の排出量



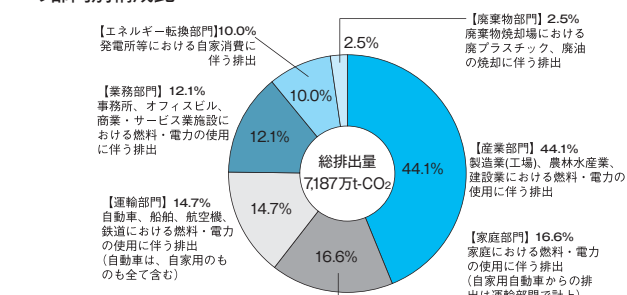
●県内における二酸化炭素排出量（2010（平成22）年度速報値）の対1990（平成2）年比部門別伸び率



●県内のエネルギー消費量



●県内における二酸化炭素排出量（2010（平成22）年度速報値）の部門別構成比



地球温暖化対策の推進

県は、温暖化対策の強化を図るため、平成21年7月に「神奈川県地球温暖化対策推進条例」を制定しました。この条例に基づいて、平成22年3月に「神奈川県地球温暖化対策計画」を策定し、温室効果ガスの削減に関する中期目標（2020年）を掲げるとともに、目標達成に向けた県の施策体系を定めました。

また、県の業務を行う上で排出される温室効果ガスを抑制するための基本方針、目標を定めた「事務事業温室効果ガス排出抑制計画」を策定しました。

これらの条例と計画に基づき、計画的な地球温暖化対策に取り組んでいます。

◆温暖化対策計画書制度の推進

県では、大規模な「事業活動」や「建築物」、「開発事業」に対して、温室効果ガスの削減目標や対策などを記載した「計画書」の提出を義務づけ、それを県が公表する「温暖化対策計画書制度」を、平成22年4月1日から施行しています。

●事業活動温暖化対策計画書制度

エネルギー使用量を原油に置き換えた場合に年間1,500kℓ以上使用する、又は100台以上の自動車を使用する事業者を対象としています。※県内の事業所・店舗等に係る合計数量で判断します。（フランチャイズチェーンは一事業者とみなします。）

●建築物温暖化対策計画書制度

延べ床面積が2,000㎡以上の新築、改築又は増築を行う建築主（平成24年10月1日から平成24年9月30日までは、5,000㎡を超える場合）を対象としています。計画書の提出に加えて、販売や賃貸をする際に、広告への環境性能表示を義務づけています。

●特定開発事業温暖化対策計画制度

10,000㎡以上の区域において、床面積の合計が5,000㎡を超える建築物の新築をする開発事業を対象としています。



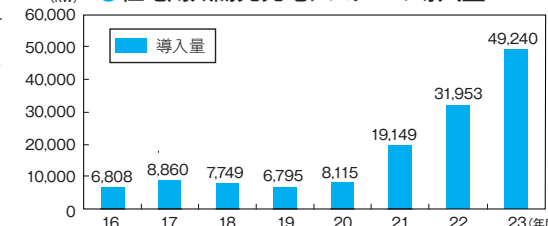
建築物環境性能表示

◆住宅用太陽光発電設置への補助

県では、家庭部門の温暖化対策の推進を図るため、平成2年度に、県内のすべての市町村と連携した住宅用太陽光発電の設置に対する補助制度を創設しました。

すべての市町村で補助制度が整うのは全国初で、平成21年度からは、住宅用太陽光発電システムの導入量が大幅に伸びています。平成23年度の導入量は過去最高の13,660件（49,240kW）となりました。

●住宅用太陽光発電システムの導入量



◆県有施設における新エネルギー導入

県自らも新エネルギーの率先導入に努めています。

平成23年度は、総合防災センター、体育センター、神奈川総合産業高校、企業庁津久井発電所、企業庁相模原水道営業所など10施設に太陽光発電設備を設置しました。



総合防災センターに設置した太陽光発電設備

◆マイアジェンダ制度の普及拡大

かながわ地球環境保全推進会議*が推進する「新アジェンダ21かながわ」では、県民、企業、NPO、行政など様々な主体が、環境配慮に向け自主的に取り組む内容を「マイアジェンダ」として登録し日々実践する取組を進めています。平成24年7月には10万件を超える登録数となり、社会全体に環境の「環」が広がっています。

また、県では、各家庭において電気やガスなどの使用によって排出されるCO₂を把握し、分かりやすく「見える化」するため、インターネット上に環境家計簿「エコポ」を設け活用を促進しています。

※ かながわ地球環境保全推進会議

1993（平成5）年1月に策定された地球環境保全に向けた行動指針である「アジェンダ21かながわ」の推進母体として、県全体を活動対象とする県民の団体、企業の団体、県及び県内市町村を構成団体として設置。

くわしくは、ホームページ「かながわの環境」をご覧ください！

かながわの環境

検索



「エコポ」もこちらから



自然環境

もっと詳しく →
本編P55～P63



環境学習施設



現況と課題

神奈川県は、海や平野、丘、山などに加え、相模川や酒匂川などの河川や、芦ノ湖などの湖沼といった変化に富んだ地形になっており、多様な自然環境に恵まれています。県西部には箱根や丹沢大山などの豊かなみどりが残っています。

しかし、首都圏域にあり、住宅地や工業用地などの開発が進む本県では、身近な里山などを中心にみどりの減少が著しく、特に東部・中部地域でその傾向がみられます。みどりの質的・量的な保全と創造が急務になっています。



身近なみどりの保全

県では、平成18年3月に「神奈川みどり計画」を策定しました。計画では、生物多様性の保全と充実を目指し「人と生き物と生活空間を育むみどり豊かなかながわをめざして」を基本理念として、みどりの量と質の確保に取り組むこととしています。

また、かながわに残る貴重なみどりを守り、次の世代へ引き継いでいくため、かながわトラストみどり基金、(公財)かながわトラストみどり財団を中心として、県民・企業・団体・市町村と連携し、かながわのナショナル・トラスト運動を推進しています。



里地里山の保全等の促進

県では、里地里山の多面的な機能を発揮し、次世代へ継承するため、土地の所有者や地域住民が主体となり、地域の農林業を尊重しながら行われる里地里山の保全等の継続的な取組を支援しています。

平成23年度は、相模原市小松・城北地域ほか10地域において、認定された「里地里山活動協定」に基づく保全活動に対して支援しました。

また、子ども里地里山体験学校の開催などを通して、県民への積極的な情報発信に努めました。



子ども里地里山体験学校
(平塚市土屋)



丹沢大山の自然再生の推進

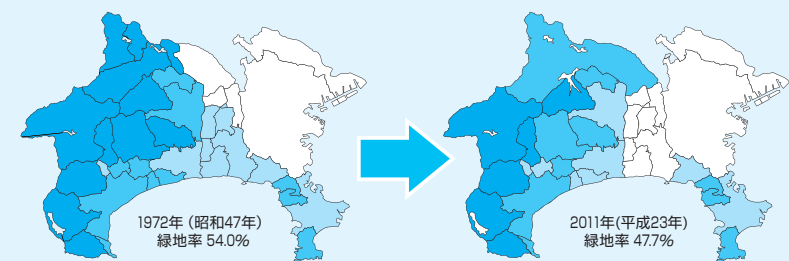
県では、「丹沢大山自然再生計画」に基づき、ブナ林の衰退についての研究や、植生保護柵の設置、土壌流出防止対策を行っています。

また、県民ボランティアとの協働で、植樹や防護ネットの設置を実施しています。



裸地化した斜面への土壌流出防止
対策事業により回復した林床植生

■みどり(緑地率*)の推移



※ 緑地率

森林面積と農地面積の合計を
市町村面積で除したものです。

緑地率



ニホンジカとニホンザルの保護管理

県では、人と野生鳥獣の共存に向け、農林業や人々の生活への被害を軽減するだけでなく、生態系の保全も視野に入れた対策を行っています。具体的には、「第3次ニホンジカ及びニホンザルの保護管理計画」に基づき、市町村や関係団体と連携して、被害の防止、生息環境の整備、個体数の調整を組み合わせ、毎年度実施するモニタリング(継続監視)の結果を反映しながら、保護管理事業を推進しています。



電気柵設置状況



鳥獣保護区

県では、鳥獣やその生息環境を保護する場所として、鳥獣保護区を指定しています。鳥獣保護区は、5つの種別に区分して指定されており、この区域で鳥獣を捕獲することは禁止されています。

また、特に保護が必要な鳥獣保護区では、特別保護地区を指定しています。この地区での埋め立てや干拓(海や湖、干潟などを陸地にする)、木の伐採等には許可が必要です。現在指定されている特別保護地区は、7箇所(4,336ha)です(H24.3.31現在)。

環境問題は、私たちの生活や活動によって引き起こされるものです。その環境問題を解決するために大切なことは、今を生きる私たち一人ひとりが、それぞれの地域や立場から主体的な取組をし、理解を深めることです。ここでは、環境について学びたい方を支援する学習施設等を紹介します。

■東京ガス 環境エネルギー館

参加体験型の展示物や実験・工作・映像等のプログラムを通して、身近な環境問題について楽しく学べます。草地や池のある屋上ビオトープでは、四季折々の自然観察が楽しめます。絵本から図鑑、専門書まで約7,500冊の環境関連書籍がある環境情報センターでは、調べ学習ができます。燃料電池などの環境に配慮した各設備見学コース(要予約)もご用意しています。



〒230-0045
横浜市鶴見区末広町1-7-7
TEL. 045-505-5700
URL <http://www.wondership.com/>

■相模原市立環境情報センター

相模原市立環境情報センターはみなさんの知りたい! 学びたい! 環境活動を充実させたい! を応援する施設です。

センターには環境に関する情報を学ぶ事ができるエコギャラリーや各種環境配慮設備があり自由にご覧いただけます。また、環境講座や観察会の開催、自然環境調査、環境学習や活動の相談、図書や教材の貸出も行っています。



〒252-0236
相模原市中央区富士見1-3-41
TEL. 042-769-9248
URL <http://eic-sagamihara.jp>

■神奈川県立自然環境保全センター

県産木材を使った本館では、丹沢大山をはじめとした自然環境の現状、自然の仕組み、自然再生の取組を紹介しています。また、レクチャールームでの講習会、野外施設での自然観察会など自然環境保全の普及啓発や情報の発信を行っています。



〒243-0121
厚木市七沢657
TEL. 046-248-0323
URL <http://www.pref.kanagawa.jp/div/1644/>

■アジェンダ21 かながわ環境情報相談コーナー(愛称: かながわエコBOX)

地球温暖化、環境教育など環境分野全般の相談、環境関係の図書や環境計測器等の貸出を行っている窓口です。また、ホームページを活用して、環境に関する情報提供も行っています。

〒221-0835
横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター
TEL. 045-321-7453(直)
URL <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f70237/>

■かわさきエコ暮らし未来館

地球温暖化対策、太陽光発電などの再生可能エネルギーや、ごみなどの資源循環について、見て・聞いて・さわって楽しく学べる環境学習施設です。メガソーラーを見学できるガイドツアー(予約制)も実施しています。

また、工作などを通じて、環境について体験的に勉強する「環境教室」を年4回程度実施しています。



〒210-0862 川崎市川崎区浮島町509-1
浮島処理センター内
TEL. 044-223-8869
URL <http://eco-miraikan.jp/>

■神奈川県立生命の星・地球博物館

「生命の星・地球」の誕生から現在までの46億年にわたる地球の歴史とその神秘性を時間の流れを追って展示しています。小さな昆虫から巨大な恐竜まで、1万点にのぼる実物標本がお楽しみいただけます。また、展示だけでなく、自然に関する調査・研究、資料の収集・保管や、これらの資料を使った講座や観察会なども開催しています。



〒250-0031
小田原市入生田499
TEL. 0465-21-1515
URL <http://nh.kanagawa-museum.jp/>

■神奈川県環境科学センター

身近な環境の分析や実験ができる「実習室」や、視聴覚設備を備えた「環境学習室」、打合せや資料閲覧ができる「活動支援スペース」を設け、環境保全活動を行う方々を支援しています。また、各種講座の開催や環境学習の相談、実習の指導を行うほか、「出前講座」も実施しています。



〒254-0014
平塚市四之宮1-3-39
TEL. 0463-24-3311
URL <http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/center/contents.html>

■ホームページ「かながわの環境」

環境に関するニュースやイベントなどの最新情報はもちろん、環境活動団体リストや光化学スモッグ発令情報など、県の環境に関する情報を総合的に提供しています。

神奈川県環境農政局環境保全部環境計画課環境計画グループ
TEL. 045-210-4065(直)
URL <http://eco.pref.kanagawa.jp/>